

# 第3次観音寺市総合振興計画 策定方針

令和8年6月

# 1 計画策定の背景

---

本市では、平成 17 年 10 月の市町合併に伴い策定された「新市建設計画」の内容を引き継ぎ、平成 20 年 3 月に「観音寺市総合振興計画」（以下「第 1 次総合振興計画」という。）を策定し、「市民が主役 わたしのふるさと かんおんじ ～人・文化・自然 いきいき輝く 元気都市～」を将来像として掲げ、長期的な展望に立ったまちづくりを進めてきました。平成 30 年 3 月には、「第 2 次観音寺市総合振興計画」（以下「第 2 次総合振興計画」という。）を策定し、官民が協力して取り組むまちづくりの指針として、「みんなで奏でる"にぎわい やすらぎ ときめき"の都市」を将来都市像として掲げ、その実現に向け、総合的かつ計画的な市政運営を推進しているところです。

第 2 次総合振興計画策定後、本市においても人口減少・少子高齢化が本格的に進行し、人口構造等の変化に伴う慢性的な人手不足や、医療・介護サービス需要の増加による運営体制維持の困難化、地域コミュニティの弱体化など、様々な分野で課題が深刻化しています。さらに、国際情勢等の影響による物価高騰や気候変動等の影響による自然災害の激甚化、デジタルテクノロジーの飛躍的な進化などにより、本市を取り巻く状況は急速に変化しています。

このような状況の下、第 2 次総合振興計画が令和 9 年度で計画期間を終えることから、第 2 次総合振興計画に基づく各種施策の評価・分析結果を踏まえた上で、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、本市が有する豊富な地域資源を最大限に生かし、将来にわたり持続可能なまちづくりの指針を定めるため、市政運営の最上位計画として「第 3 次観音寺市総合振興計画」（以下「第 3 次総合振興計画」という。）を策定します。

## 2 策定にあたっての考え方

---

### （1）人口減少・少子高齢社会への対応

本市の人口動態は、出生数の減少や若年層の転出超過等により、人口減少・少子高齢化の傾向に歯止めが掛からない状況であります。そのため、様々な分野において担い手の不足が生じることで、経済成長の鈍化や地域の支え合い機能の低下、生活インフラの維持困難など多方面において影響を及ぼし始めています。

人口減少を抑制するため、若者等が住みたい・働きたいと思える魅力的なまちづくりや子育て世代が安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり、子どもから高齢者までの誰もが生涯にわたって学び活躍できる社会づくりを推進し、若年層の転出抑制や合計特殊出生率の上昇を図ります。

さらに、人口減少・少子高齢化社会を正面から捉えた上で、生活インフラや交通網の適正化、防災・減災体制の強化、SDGsの推進やゼロカーボンシティの実現、地域コミュニティ機能や生活関連サービスの維持を図ることで、誰もが安全・安心・快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進めます。

## (2) 地方創生の視点

人口減少の克服と地域活力の向上を目的とした「観音寺市地方創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の計画期間が令和9年度をもって終了することに伴い、次期総合戦略を策定します。なお、次期総合戦略は第3次総合振興計画の重点施策として位置づけ、両計画を一体的に策定することで、分野横断的な施策を効果的かつ効率的に推進します。

また、地域の経済力を強化し、活気に満ちあふれる強い地域を構築していくため、地域資源を最大限に活用して高付加価値を生み出す地域産業の活性化、多様な主体が連携して課題解決に取り組む地域総合力を高める人材育成の充実、さらに本市の地理的優位性を生かして人・物・資金・情報を呼び込む交流の促進など地方創生の実現に向けた視点を計画に盛り込みます。

## (3) 市民とともにつくるわかりやすい計画

まちづくりの主体である市民と行政が共有・共感できる計画とするため、市民ワークショップ等の手法を取り入れるなど、策定段階に応じて多様な市民参画の機会を設けることで、まちづくりについて幅広い年齢層の市民や事業者等から意見を募り、計画に反映します。

また、要点を簡潔にし、市民視点に立った表現や見やすいレイアウトなどを採用するとともに、各施策の目標や目的の達成度を示す成果指標の設定、定期的な評価・進捗管理手法を取り入れることで、わかりやすく、かつ、着実に運用できる計画とします。

さらに、策定過程や各施策の評価・進捗状況などについて、効果的な情報発信を

行うことで、シビックプライドの醸成を図ります。

#### (4) 持続可能な行財政運営

限られた財源の中で、質の高い行政サービスを安定的かつ効果的に提供するため、公共施設やインフラ等の最適化、官民連携や広域連携の促進、A I・デジタル技術による行政事務の効率化などに取り組むとともに、重点的な施策や取組を選定し、選択と集中により持続可能な行財政運営を進めます。

また、計画の実効性を高めるため、計画の策定や施策の実施に当たっては、全職員が自分ごととして捉え主体的に取り組むとともに、特に若手職員の積極的な参画を促進することで、組織全体で各施策の目標や目的を共有し、組織力や職員の能力向上等を図ります。

### 3 計画の構成

---

第3次総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

#### (1) 「基本構想」 計画期間：11年間（令和10年度～令和20年度）

基本構想は、市の特性や市民の意識と期待、時代変化の方向等を総合的に勘案し、目指す将来都市像と、それを実現するための基本目標及び基本施策等を示すものです。

#### (2) 「基本計画」 計画期間：4年間 ※首長の任期を考慮

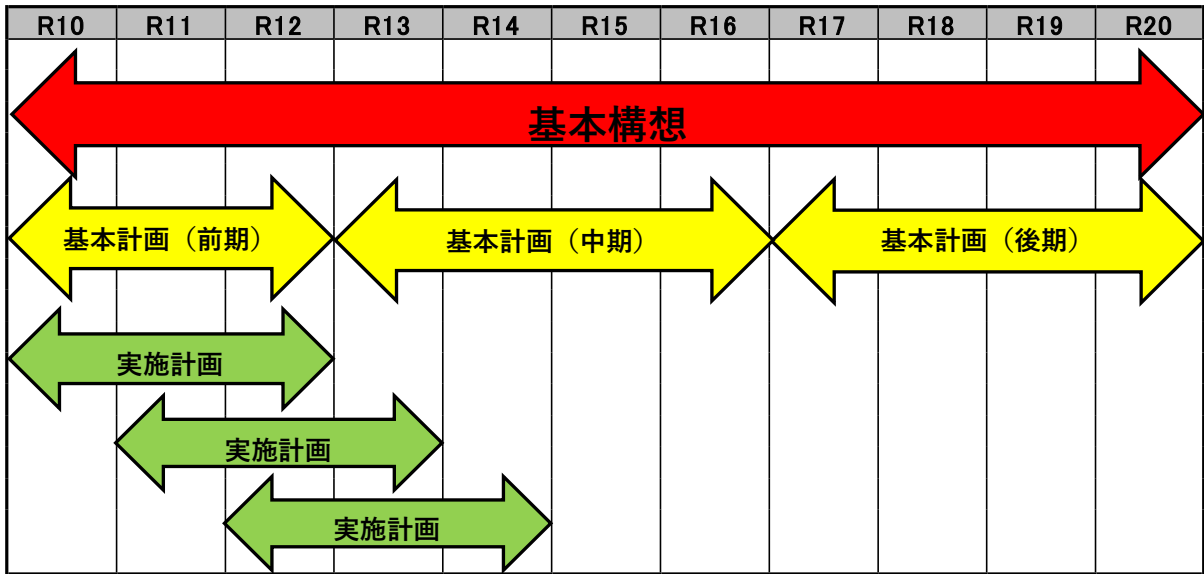
基本計画は、基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を総合的かつ体系的に示すものです。

※首長の任期に合わせるため、前期計画のみ3年

#### (3) 「実施計画」 計画期間：3年間 ※毎年度見直すローリング方式

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すものです。

## 《計画の期間》



## 4 策定体制

### （1）観音寺市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）

公募により選出された者、識見を有する者、市内の公共的団体の役職員及び関係行政機関の職員により構成し、総合振興計画の策定について、市長の諮問に応じて必要な事項を調査及び審議を行い、市長に答申します。

### （2）市民参画

計画策定に当たり、市民意識調査の実施やワークショップの開催、パブリック・コメントの実施など、検討の段階に応じた様々な手法を用いて市民参画を図るとともに、対面に限らず、時間や場所にとらわれないオンラインアンケート等を活用することで、幅広い世代による市民協働の計画づくりに取り組みます。特に次代を担う若者等の積極的な参画を促進します。

### （3）庁内検討組織

#### ①観音寺市総合振興計画委員会（以下「委員会」という。）

総合振興計画の策定及び実施を円滑に推進し、並びに総合振興計画に関する重要事項の検討及び協議を行います。

#### ②各部会

委員会の所掌する事務のうち、部門別計画の策定及び部門別計画の策定に係る

具体的な内容の検討、協議などを必要に応じて行います。また、複雑化・多様化する地域課題や市民ニーズに対応するため、必要に応じて部局横断型タスクチームを設置し、組織を超えた横断的な取組みの検討、協議を行います。

## 5 スケジュール

年度 月	令和8年度												令和9年度											
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
委託業者の選定		←→																						
市民意識調査等				←→																				
市民ワークショップ				←→																				
委員会		←																					→	
審議会			←																				→	
各部会			←																				→	
基本構想(素案) 審議・検討												←→												
基本計画(素案) 審議・検討															←								→	
総合振興計画 (基本構想)の議決																							◆	